faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

vol.55
2021年
冬号

司法書士 150th ANNIVERSARY

特集

「デジタル終活」の始めかた

・デジタル遺産をトラブルのもとにしないために

コラム 知ってるようで知らない法律のコトバ
連載 世界の偉人に学ぶ！チャールズ・チャップリン
Q&A 司法書士なんでも相談室
・貸したお金を「少額訴訟」で取り戻せますか？
・転居したら所有不動産の住所変更登記も必要？

特集

「デジタル終活」の始めかた

●デジタル遺産をトラブルのもとにしないために

シニア層でもパソコンやスマホを使いこなす人は年々増え、
死後に遺す遺産にもデジタル化の波が来ています。
存在に気付きにくかったり、
パスワードがわからないとアクセスできないなど、
デジタル遺産には特有の問題があります。
何も対策をしないまま亡くなると、遺族が扱いに困ったり、
思わぬトラブルに発展したりすることに。
そこで、今から始めたいのが「デジタル終活」。
また、遺族側もデジタル遺産の扱いのポイントを
知っておく必要があります。
相続関係業務のプロとしてデジタル遺産にも
関わることの多い司法書士が、
経験をもとにアドバイスします。

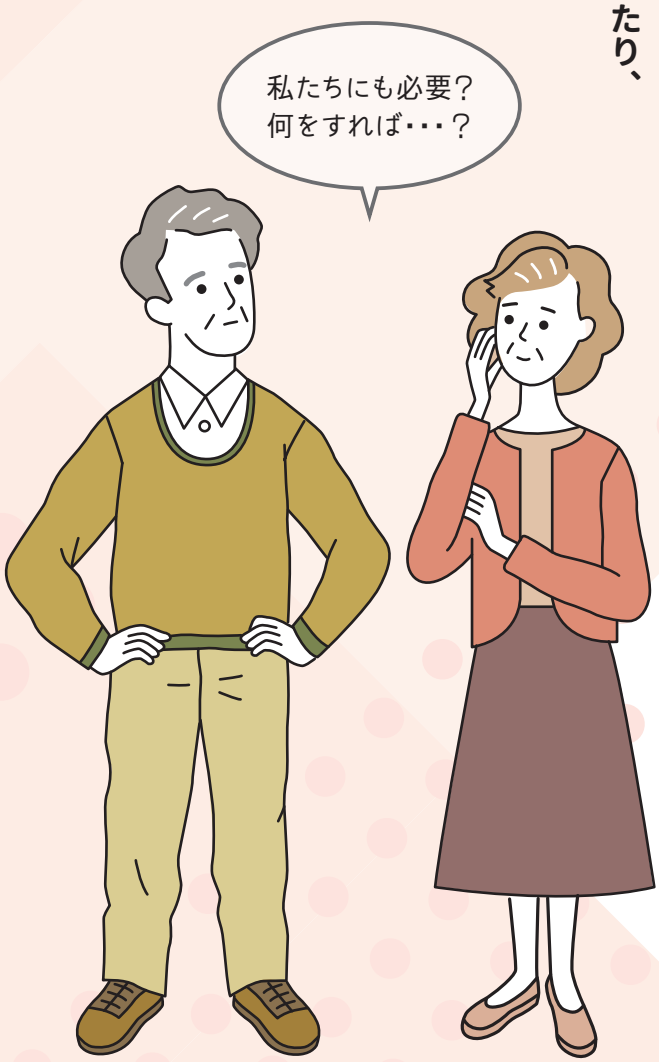

デジタル遺産に詳しいN司法書士

「デジタル遺産」とは

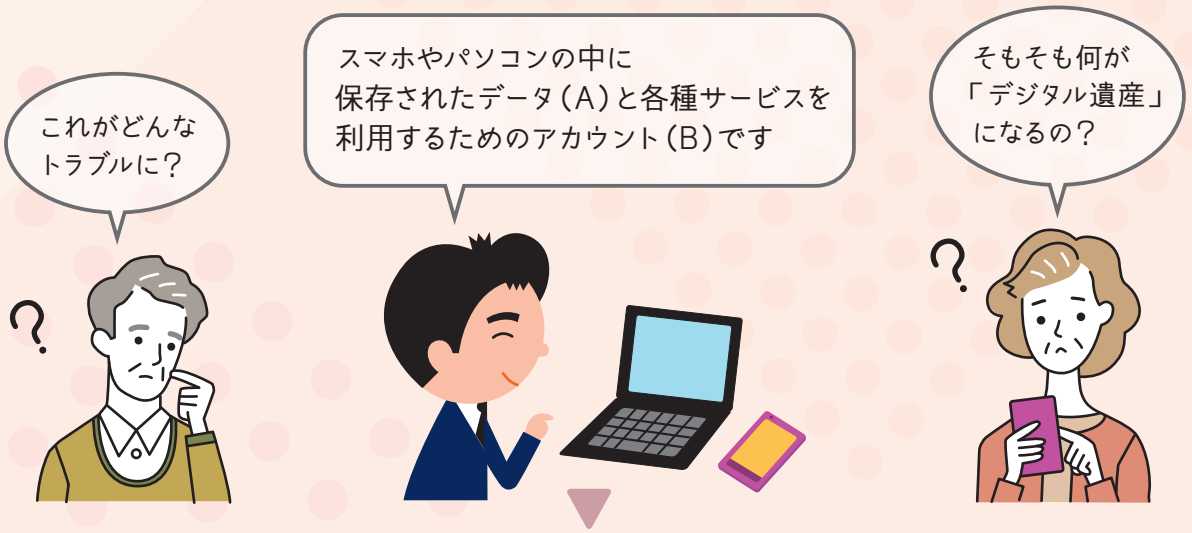

（A）保存されたデータ

【例】

- 写真
- 住所録
- メールの履歴
- ブログやSNSの書き込み

など

（B）アカウント

スマホやパソコンなどでさまざまなサービスを使うときに、会員登録のような契約を結んで得られる「権利」のこと。IDとパスワードなどで管理（本人確認）されています。

【例】

- ネット金融（銀行、証券、FXなど）のオンライン口座
- ネットショッピング、ネットオークション
- 動画、音楽、書籍などの有料サービス（サブスク※なども含む）
- スマホ決済サービス（「〇〇PAY」など）

など

※サブスクリプション。サービスや製品を一定期間利用することに対して、お金を払う方式。

「デジタル終活」の基本は「わかる状態にしておく」こと！

スマホやパソコンを使っていれば、死後には必ず「デジタル遺産」を残すことになります。その内容は、上の（A）と（B）に大きく分けられますが、特に扱いが難しく、トラブルのもとになりやすいのは（B）の方です。右のトラブル例も多くが（B）に関するものです。

遺族にとって、デジタル遺産で一番困るのは、「わからない」ということ。スマホやパソコンの外側からは、その中にどんなデータや契約があるのか、全くわかりません。IDやパスワードがわからないと、開くことすらできません。

逆に言うと、遺族を困らせない「デジタル終活」とは、相続した人が「わかる状態にしておく」ということに尽きます。

では、具体的に何をどうすればいいのか、ポイントを見ていきましょう。

■たとえば、こんなトラブルが起こる可能性が

1. ロック解除の方法がわからず、スマホ（パソコン）のロックが開けない！（そのため、葬儀に呼びたい人の連絡先がわからない、思い出の写真が取り出せない……）
2. ネット銀行の預貯金やネット証券の株式が後から見つかり、遺産分割協議がやり直しになった。
3. サブスクの会員契約をしていたことを知らず、契約の解除が遅れ、死後に会費請求が。
4. ネット証券でFXや先物などのハイリスクな取引をしていたことを知らずに相続し、気付いたときには負債が膨らんでいた。
5. 故人のSNSアカウントを放置していたら、他人に乗っ取られ、なりすましなどで悪用された。

「デジタル終活」のポイント①

いざというときに、遺族がロック解除できるようにしておく

デジタル遺産で最もよくあるトラブルが、「故人のスマホやパソコンのロックが解除できず、中を見ることができない」というものです。すべての情報にアクセスする最初のドアが開けられない状態ですから、遺族は大変困ります。私たち司法書士も、どうすることもできません。

そのため、「デジタル終活」で必ずやるべきことは、スマホやパソコンのロックの解除方法を、遺族がわかるようにしておくことです。ただし、日ごろ見えるところに貼っておくのはセキュリティの問題があり、家族が勝手にスマホやパソコンの中を見てしまって問題が起こることもあります。

おすすめなのは、パスワードなど解除方法を書いた紙を封筒に入れて密封したうえで、万一のときに見つけやすい場所に保管し、家族にそのことを伝えておくこと。遺言書をつくる場合は、同時に解除方法を伝える書類をつくって、一緒に保管しておくと良いですね。ただし、遺言書の中に書いてしまうと、パスワードを変更したときには遺言書ごと書き換えなければならなくなるので、別にしておきましょう。

遺族はココに注意

●むやみにパスワードを打ち込まない

近年のスマホやパソコンは、盗難対策としてパスワード等の入力の上限回数が定められていることが多く、連続で入力に失敗するとロックが解除できなくなったり、設定によっては初期化されてデータが消失することもあります。ロック解除はメーカーや携帯電話会社でも対応できません。デジタルデバイスの専門業者に依頼すると、解除できる可能性があります。

●ロック解除は相続人全員の同意を取ってから

スマホやパソコンなどは相続財産であり、遺産分割協議を経ていない段階では「法定相続人全員の共有財産」になっていると考えられます。独断でロック解除などを行うと、相続人同士でトラブルになり、民事訴訟になるケースがあるため、相続人全員の承認を得てから行いましょう。

「デジタル終活」のポイント②

アカウントを整理して数を減らし、わかりやすくする

アカウントは、
思っているより
たくさんあります

「デジタルにはそんなに詳しくない」という人でも、日常使っているスマホやパソコンには、思っているより多くのアカウントが登録されているものです。私も今回調べてみたら、スマホに70以上、仕事用のパソコンには２００近いアカウントが登録されていました。もし、何も対策をせずに急死した場合、遺族がこのアカウントすべての契約関係を把握するのは無理でしょう。まずは、もう使っていないサービスなどの不要なアカウントは消して整理し、数を減らしておくことが必要ですね。

数あるアカウントの中で、「デジタル終活」で特に重要なのが次の2つです。

(1) 現金や金融資産と結びついているアカウント（ネット銀行、ネット証券、暗号資産など）

(2) 契約を解除しないと、会費などの料金がかかり続けるアカウント

これらについては、契約内容とＩＤ・パスワードを一覧表にして、パソコンやスマホのロック解除方法と同様に密封管理しておくのがおすすめです。

アカウントは基本的に「一身専属権（本人だけが使える権利）」であり、アカウント自体は相続できないので、現金や金融資産と結びついているアカウントは、相続人が解約して返金や換金の手続きを行います。なお、最近利用者が増加している「○○ペイ」などの決済サービスのアカウントについては、まだ法律的なルールが未整備なので、相続人への残額返金などは各社の利用規約で運用されています。

遺族はココに注意

●明細や通帳などを確認しよう

故人がどんなサービスを利用していたかわからない場合は、クレジットカード会社、携帯電話会社、決済サービス会社などの明細や銀行の通帳を見て、入金や引き落としの記録を確認しましょう。なお、明細はメールでしか届かないものもあるので注意が必要です。

●故人のスマホはすぐに解約しない

ご相談に来られる方の中には、「スマホはお墓に入れてしまった」「料金がかかるので、解約した」という方がときどきおられます。その場合、アカウントの確認が困難になります。スマホが利用できれば、メールの履歴を辿ったりパスワードの再発行ができることもあるので、アカウントの確認と手続きが済むまでは、スマホは解約したり本体を手放したりしないでください。

「デジタル終活」のポイント③

「見つけてほしいもの」と「見られたくないもの」を分けておく

いざというときのために
今から整理

ここまでは、遺族に必要なものを見つけてもらうための「デジタル終活」です。しかし、逆に「遺族には絶対見られたくない」と思う写真やSNSの投稿などもあるのではないでしょうか。そういうものを「見られない」ための対策をしておくことも大切です。

まずは、遺族に「見つけてほしいもの」と「見られたくないもの」を分けましょう。見られたくないデータや履歴などはこまめに消すか、パスワードでしっかり管理して死後は信頼できる人に託して消してもらうなどの対策を取りましょう。整理をしながら、「自分の死後にやってほしいこと」を書いておくエンディングノートをつくるのもいいですね。

なお、「(生きているうちは)家族に内緒」という預貯金、暗号資産やFXなどハイリスクな投資もあるかと思います。司法書士として遺産承継の仕事をしていると、家族の知らない預貯金口座が見つかることが結構あります。紙の通帳がないネット金融の利用が主になると、こうした事態はさらに増えるでしょう。プラスの遺産ならまだいいのですが、FXなどのハイリスク投資では、遺族が気付かないでいるうちに負債が増えてしまう可能性もあります。また、今後問題が増えそうなのが、ビットコインなどの暗号資産。コインの実物があるわけではないので、パスワードがわからずアカウントにアクセスできないと利用できなくなります。最悪の場合、利用できないのに相続税だけ課税されるケースもありえます。万一のときに家族にかかる迷惑も想定して、対策しておきたいものです。

遺族はココに注意

●故人のSNSアカウントは悪用の恐れあり

SNSのアカウントなどは、死後ずっとそのままにしておくと、他人に乗っ取られたりして悪用される恐れがあります。遺族は、運営会社に削除リクエストをするか、残したい場合には、サービスによっては「追悼アカウント」として残せるものもあるので、そのような手続きをすると良いでしょう。

「何から手を付けていいかわからない……」そんなときこそ、司法書士にご相談ください！

終活や遺産承継はさまざまなケースがあり、困っていることも人それぞれです。終活は誰もが初めてかつ一度きりのことですし、大切な方が急に亡くなった場合などには、どうしていいか途方に暮れるのは当然です。

相続関係で悩んだときに、「こんなわからないことだらけの状態で依頼するのは……」と躊躇する方も多いのですが、実は、何から手を付けていいのかわからない、という状況こそプロの出番。司法書士は、相続手続や遺産承継のプロです。状況の整理から、相続財産の確認や相続人の確定など煩雑で時間がかかる手続きまで、さまざまなアドバイスやお手伝いができます。ぜひ、遠慮なく頼ってください。

終活のサポートでは、「そろそろ終活を考えたいのだが……」という状態からのご相談も、多くお受けしています。

特に今回特集した「デジタル遺産」は、まだ法律や社会システムが未整備の部分も多く、扱い慣れない人がほとんどのため、どうしていいのか困ることも多いのです。司法書士がサポートすることでトラブル回避できること、お手伝いできることもきっと多いと思います。まずは、気軽に下記の「司法書士ホットライン」にご相談ください。

■司法書士ホットライン

TEL.03-3353-2700

平日10:00～15:45

※年末年始、お盆期間を除きます

知ってるようで知らない

法律のコトバ

法律で使われる言葉って、
日本語のはずなのにわかりにくい！と
思うことありませんか？
「えっ、何言ってるの？」と
なりがちな法律用語を、
わかりやすく解説します。

— 第4回 —

CASE

【地番と住居表示】

Aさん： 自宅の登記情報をオンラインで確認しようとしたら、まったく違う土地の情報が出てきてしまいました……。

司法書士： もしかして住居表示を入力してしまったのではないですか？ 土地の登記情報は、すべて地番で管理されているんですよ。

Aさん： えっ、地番と住居表示って何が違うの？ ふだん使っている住所と同じじゃないんですか？

＜解説＞

不動産の場所を表す表記には、地番と住居表示の2種類があります。

地番は、**土地登記の管理を行うために土地一筆**（※）**ごとに付された番号**のこと。町名・字（あざ）名と地番で表され、**法務局（登記所）が定めます**。一方の**住居表示**は、昭和37年に制定された「住居表示法」に基づき、**建物が立っている場所につけられた番号**のこと。町名・字名と街区符号（または道路の名称）と住居番号で表され、**市区町村が定めています**。

東京司法書士会
公認キャラクター
しほたん

【表記例】
地番…○○区○○町△△△番地
住居表示…○○区○○×丁目□□番△号

現在、私たちが日常的に使う「住所」は主に住居表示を指します。かつては地番が住所でしたが、住宅が増えて分筆や合筆（※）が繰り返されたことで地番と建物が一致しなくなり、郵便物が届けにくい、消防車や救急車の到着が遅れるなど、暮らしに支障が出るようになりました。その解決策として、建物をわかりやすく特定するために導入されたのが住居表示です。ただし、住居表示を実施していない地域では、今も地番がそのまま住所として使われています。

地番を目にするのは登記情報が必要な場面に限られるので、存在自体を知らない人も多いかもしれませんね。Aさんのように「地番がわからない！」という方もご安心を。管轄の法務局に電話で問い合わせれば教えてもらえます。

※登記では筆（ふで）という単位で土地を数える。登記上の一個の土地を一筆（「いっぴつ」または「ひとふで」）の土地といい、土地一筆を分割することを分筆（ぶんぴつ）、複数の土地を一つにまとめることを合筆（「がっぴつ」または「ごうひつ」）という。

司法書士なんでも相談室

**身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のための
アドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに
司法書士が答えていきます。**

Q1

**友人に頼まれて30万円を貸しました。
返済期限を半年過ぎても返済がなく、今になって
「借りた覚えがない」と言い出しました。
借用書は作っていませんが「少額訴訟」で取り戻せますか？**

A 少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に利用できる制度です。市民間の小さな紛争を解決することを目的に作られたもので、手続きが簡略化されており、原則として1日の審理で終了するため、迅速で気軽に利用できるメリットがあります。

一方で、相手（被告）が望めば通常の裁判に移行します。また、時間をかけて丁寧に審理してもらえないというデメリットもあります。勝訴判決を得るためには、事前に十分な準備をし、審理当日に主張すべき点をもれなく主張し、その場で調べられる万全な証拠を提示する必要があります。また証拠として証言がある場合は、原則として証人本人を簡易裁判所に連れていかなければなりません。

ご相談のケースでは、友人に反論されてあなたに十分な証拠がない場合は貸金30万円を取り戻すことができない可能性もあります。さらに、少額訴訟では判決に不満があっても地方裁判所に控訴することはできません。少額訴訟の利用が適切かどうかも含め、まずは司法書士にご相談ください。

Q2

**都内在住ですが、九州の実家も相続で私名義になっています。
こんど都内で転居をしますが、九州の家の登記も
住所変更をしないと制裁が課されると聞きました。本当ですか？**

A 現時点では、転居後に住所変更登記をしなくても、過料といった制裁が課されることはありません。ただ、令和3年4月に法改正があり、住所変更後2年以内の住所変更登記を、令和8年までに義務化することが決まりました。違反すると5万円以下の過料が課される予定です。

現在も、売買や贈与で不動産の名義を変更する際に、現所有者の住所が住民登録されているものと異なっている場合には、前提として住所変更登記をしておかなければなりません。また、登記上の住所を実際の住所と一致させておくのは、「所有者情報を正しく公示する」という登記の役割からも望ましいことですので、速やかに住所変更登記することをお勧めします。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも
「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。
そんなときは、偉人がヒントをくれる。
どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「私に必要なのは、チャンスだけです」

――チャールズ・チャップリン

「偉人」といわれる人は、幼少期につらい経験をしていることが実に多い。逆境でこそ育まれる突破力があるからだろう。なかでも、チャールズ・チャップリンは悲惨な境遇だった。

「私は父親のことはほとんど知らないし、一緒に暮したときのことも覚えていない」

自伝でそう振り返るように、寄席芸人だった父は酒乱で、チャップリンが1歳のときに離婚。チャップリンと兄のシドニーは、母のハンナに育てられることになる。

売れない女優として活動していた母の収入は乏しいもので、チャップリンは安アパートの屋根裏部屋で過ごす。6歳になると、貧しい人々のための施設である救貧院に兄とともに入所。以後、その生涯において、正規の教育を受けることはなかった。

チャップリンは新聞の売り子、印刷工、おもちゃ職人、ガラス吹き、診療所の受付とさまざまな職業を経験しながら、一つの夢を持ち続けた。それは役者になることである。5歳のときに、突然声が出なくなった母の代役として初舞台を踏み、母のモノマネをして会場を大いに沸かせた。その快感が忘れられなかったのだろう。

仕事の合間に俳優事務所をわたり歩いたチャップリン。12歳だと若すぎて相手にされないので、14歳と2歳年上にサバを読んだ。寸劇などで役をもらい、こつこつと経験を積んでいく。

転機は17歳のときに訪れる。劇団のオーナーから、人気コメディアンとの共演を持ちかけられたのだ。

「どうだ、相手役がやれるかね？」

大役にもひるむことなく、チャップリンは即答した。

「ええ、私に必要なのは、チャンスだけです」

本番でチャップリンは、当時は珍しかった「後ろ向きで登場する」という意表を突く演出で観客の視線を釘づけにし、振り向けば真っ赤な鼻をつけた姿で驚かせた。つかみで笑いをとれば、後はドタバタアクション芸を披露。観客を爆笑の渦に巻き込んだ。「喜劇王」誕生の瞬間である。

「あとはチャンスだけ」。そう言えるだけの準備をチャップリンは行っていた。地道な努力こそが大きな飛躍を生む。

チャールズ・チャップリン
1889年、イギリスのロンドンに生まれる。俳優、脚本家、そして映画監督として、映画の黎明期に数々の作品に携わり、「喜劇王」の異名を持つ。アカデミー特別賞受賞。代表作に『独裁者』『モダン・タイムス』など。

チャップリン的結論
チャンスを渇望するほどの準備をしておく

文 真山知幸
著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』『ざんねんな歴史人物』（学研プラス）のほか、『企業として見た戦国大名』（彩図社）など、偉人や名言をテーマに著作多数。最新刊『偉人名言迷言事典』（笠間書院）では偉人100人の言葉と人生を1冊にまとめた。書籍の監修や、大学での講義も行う。

東京司法書士会の活動

「相続登記相談センター」をぜひご利用ください

来る2022年に司法書士制度150周年を迎えることから、日本司法書士会連合会は、司法書士制度150周年記念事業および相続登記促進事業として「相続登記相談センター」全国統一フリーダイヤルを開設しました。

今後2024年までには相続登記の義務化も始まる予定です。遺産相続の「はじめの一歩」にぜひご活用ください。

司法書士 150th ANNIVERSARY

■「相続登記相談センター」全国統一フリーダイヤル

いさんのな やみに

0120-13-7832

平日10:00～16:00

※年末年始、お盆期間を除きます

むきあう・ささえる・つながる「いのちを守る何でも相談会」

東京司法書士会は2022年3月28日までの毎週月曜日（祝日を除く）、電話による「いのちを守る何でも相談会」を実施しています。

「しごと」「お金」「学校」「くらし」「家族」「こころ」「いじめ」。あなたが抱える悩みを解決するため、司法書士が精神保健福祉士または公認心理師・臨床心理士とともにアドバイスします。「こんなことくらいで…」と思わずに、まずはお電話ください。ご家族・ご友人の悩みでもお気軽にどうぞ。

東京司法書士会
「いのちを守る何でも相談会」

0120-750-070

受付時間：下記開催日の
18:00～20:30（相談は21:00まで）
相談料：無料

<今後の開催日>

2021年　12/**13、20**
2022年　1/**17、24、31**
　　2/**7、14、21、28**
　　3/**7、14、28**

カレンダー付き！しほたん壁紙のご案内

東京司法書士会の公認キャラクター、しろうさぎの「しほたん」をご存じですか？

当会ホームページでは、しほたんのいろいろな表情が楽しめるかわいい壁紙を用意しています。季節ごとに更新されますのでダウンロードしてパソコンのデスクトップや携帯の壁紙にご利用ください。パソコン版は便利なカレンダー付きです。

https://www.tokyokai.jp/shihotan/

パソコン版

スマホ版

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
東洲斎写楽「三世坂東彦三郎の鷺坂左内」
（さんせいばんどうひこさぶろうのさぎさかさない）

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro
ファーロ faro 2021 winter vol.55 ／2021年12月10日発行
発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：安藤剛史
編集人：池谷昌亮　佐藤マリン　星寛志　手代木美保
制作：株式会社一粒舎　　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00～15:45

平日（月～金曜）

03-3353-2700

夜 17:00～19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

※新型コロナウィルスの影響により、当面の間、面談による無料法律相談は規模を縮小して実施しております（詳細は東京司法書士会ホームページにてご確認ください）。電話による無料法律相談（司法書士ホットライン）をご利用ください。
面談による無料法律相談の規模縮小期間中は、受付電話番号を増やして対応しております。上記番号がつながらない場合は、下記にお電話ください。

03-3353-2703

平日（月～金曜）10:00～15:45

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00～12:00/13:00～17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩6分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00～16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00～12:00/13:00～17:00

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です